

## 西脇市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市犯罪被害者等支援条例（平成31年西脇市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 犯罪被害者である市民 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害を受けた当時に市民であったものをいう。

(支援金の種類及び額)

第3条 条例第8条に規定する支援金（以下「支援金」という。）の額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円

2 重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族支援金の支給については、前項第1号の規定にかかわらず、20万円を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から1年を経過して死亡した場合は、支給しない。

(支援金の支給対象者)

第4条 支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族のうち、次項及び第3項の規定により第1順位の遺族となる者
- (2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民
- 2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者である市民の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
  - (2) 犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。
- 4 遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。  
（支援金の支給申請）

第5条 支援金の支給申請をしようとする者は、西脇市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族支援金

- ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者である市民の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者である市民との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金

- ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書その他の書類
- イ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の支給決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、西脇市犯罪被害者等支援金支

給（不支給）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（家事援助費用の助成）

第7条 条例第9条に規定する家事援助を行う者（家事援助を行う者を派遣する事業者が派遣する者をいう。）の派遣に要する費用の助成（以下「家事援助費用の助成」という。）は、当該家事援助を行う者の次に掲げるサービスに対し行う。

- (1) 調理
- (2) 洗濯
- (3) 住居の掃除及び整理整頓
- (4) 生活必需品の購入
- (5) 通院等の介助
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項各号に掲げるサービスは、同項第4号及び第5号に掲げるものを除き、犯罪被害者等の住居において実施されるものとする。

3 家事援助費用の助成の額は、1時間当たり2,500円を限度とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 家事援助費用の助成を受けることができる時間は、1時間を単位とし、当該時間の合計は、48時間以内とする。

5 家事援助費用の助成を受けることができる期間は、犯罪被害が発生した日から1年以内とする。

（家事援助費用の助成対象者）

第8条 家事援助費用の助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡し、又は重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民  
（一時保育費用の助成）

第9条 条例第9条に規定する一時保育に要する費用の助成（以下「一時保育費用の助成」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に受けることができる。

- (1) 当該犯罪被害に係る刑事に関する手続に関与するとき。
- (2) 当該犯罪被害に係る弁護士等との打合せをするとき。
- (3) 当該犯罪被害に伴い病院等へ通院するとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 一時保育費用の助成の額は、犯罪被害者等の就学前の子1人につき1日当たり3,000円を限度とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 一時保育費用の助成を受けることができる日数は、1日を単位とし、当該日数の合計は、6日以内とする。

4 一時保育費用の助成を受けることができる期間は、第7条第5項の規定を準用する。

(一時保育費用の助成対象者)

第10条 一時保育費用の助成対象者は、犯罪被害者等の就学前の子を監護し、第8条各号のいずれかに該当する者とする。

(市営住宅入居の特別配慮)

第11条 条例第10条に規定する市営住宅への入居における特別の配慮(以下「市営住宅入居の特別配慮」という。)とは、市営住宅への一時的な入居措置をいう。

(家賃の助成)

第12条 条例第10条に規定する新たに入居する賃貸住宅の家賃の助成(以下「家賃の助成」という。)の額は、1月当たり家賃の2分の1に相当する額で3万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 家賃の助成は、一の犯罪被害につき1回限りとする。

3 家賃の助成を受けることができる期間は、犯罪被害が発生した日から1年を経過する日までの期間のうち、新たに賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月)から6月以内とする。

(転居費用の助成)

第13条 条例第10条に規定する転居に要する費用の助成(以下「転居費用の助成」という。)の額は、20万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 転居費用の助成を受けることができる費用は、引越しに係る費用その他市長が必要と認める費用とする。

3 転居費用の助成は、一の犯罪被害につき1回限りとする。

4 転居費用の助成を受けることができる期間は、第7条第5項の規定を準用する。

(市営住宅入居の特別配慮等の対象者)

第14条 市営住宅入居の特別配慮、家賃の助成及び転居費用の助成の対象者は、第8条各号のいずれかに該当する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために当該住居に居住し続けることが困難となったと認められる者

(2) 犯罪行為により従前の住居が滅失し、又は著しく損壊したために当該住居に居住することができなくなった者

(3) 二次的被害を受けたため、従前の住居に居住し続けることが困難となったと認められる者

(4) その他市長が必要と認める者

(助成金の支給申請)

第15条 第7条、第9条、第12条及び第13条の助成に係る助成金の支給申請をしようとする者は、西脇市犯罪被害者等助成金支給申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5条に規定する支援金の支給申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

- (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
    - ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者である市民の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
    - イ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者である市民との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
    - ウ 支払費用を証明する書類
    - エ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民
    - ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書その他の書類
    - イ 支払費用を証明する書類
    - ウ その他市長が必要と認める書類
  - (3) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
    - ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書その他の書類
    - イ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者である市民との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
    - ウ 支払費用を証明する書類
    - エ その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、当該犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の決定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、助成の可否を決定し、西脇市犯罪被害者等助成金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支援金の支給等の制限)

第17条 第3条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる場合は、

支援金及び助成金の支給並びに市営住宅入居の特別配慮（以下「支援金の支給等」という。）を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）があるとき。
- (2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発し、又は容認したときその他当該犯罪被害につき犯罪被害者である市民にもその責に帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情により、支援金の支給等を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

2 前項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により支援金の支給等を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、同号の規定にかかわらず、支援金の支給等を行うものとする。

（支援金等の支給決定の取消し等）

第18条 市長は、支援金及び助成金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金及び助成金の支給の決定を取り消し、既に支給した支援金及び助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金及び助成金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金及び助成金の支給の要件を満たしていないと認めたとき。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。